

令和4年度生出集団施設地区生出園地  
整備工事実施設計業務  
特記仕様書

令和4年4月

環境省東北地方環境事務所

# 第1章 総則

## 第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。  
なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（令和2年3月）を適用し、アドレスは以下の通りである。

[http://https://www.env.go.jp/nature/park/tech\\_standards/03.html](http://https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html)

2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

## 第2条 設計対象範囲

本業務の設計範囲は別途図面に示す範囲とする。

秋田県小坂町十和田湖畔字生出 地内 0.60ha

## 第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和5年1月13日迄とする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

## 第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

- ①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
2. 技術士（建設部門）

- ②下記のいずれかの実績を有する者

1. 入札説明書に定める実績を有する者。

なお、四阿の設計に当たっては担当技術者として以下の資格を有する者を配置すること。ただし、管理技術者と兼任できる。

1. 一級建築士、二級建築士又は木造建築士

## 第5条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。

また本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

- ①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）

2. 技術士（建設部門）

②下記のいずれかの実績を有する者

1. 入札説明書に定める実績を有する者。

## 第6条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額 500 万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が 4 億円未満かつ契約件数の合計が 10 件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

③ 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している

予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

## 第7条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。

①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者

3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

## 第8条 テクリスへの位置情報への入力

共通仕様書 1.10 の3 テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点 秋田県小坂町字生出 緯度 40° 25' 06" 経度 140° 51' 27"  
終点 同上

## 第9条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は5回とする。

- 1) 業務着手時
- 2) 業務中間時 3回  
(東北地方環境事務所もしくは十和田八幡平国立公園管理事務所で実施。)
- 3) 業務完了時

## 第10条 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について調査職員に報告するものとする。なお、照査技術者による照査の報告は、1回を想定している。

## 第11条 業務計画

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書 1.12 の2の定めのほか下記を記載する。

- 1) 安全管理

## 第12条 成果物の提出

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領：（以下、「要領」という）（国土交通省参照）に基づいて作成した電子データを指す。

2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)で2部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
  3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
  4. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びに PDF 形式で出力したものを併せて納品のこと。また、〇〇形式のファイルを作成するために必要な備品等については受注者が用意すること。(注:たとえば〇〇には Xkaji を記載)
  5. 印刷物等の提出においては、2部行うこととし、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。
- なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

### 第13条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

### 第14条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書1.28の1に示すとおりとする。

### 第15条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部(主たる部分を除く)を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
- なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。

2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の 2 に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。
3. 第 1 項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

#### 第 16 条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

#### 第 17 条 低入札業務の品質確保対策

1. 予定価格が 1, 0 0 0 万円を超える業務で予算決算及び会計令第 85 条に基づく調査基価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は土木設計業務等委託契約書第 11 条照査技術者及び共通仕様書 1.8 照査技術者及び照査の実施に代えて、下記に示す第三者の照査を実施しなければならない。
2. 第三者照査の企業に要求される資格
  - ①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 98 条において準用する予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
  - ②環境省における令和 03・04 年度「土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
  - ③環境省から、測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
  - ④受注者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
    - (1) ．資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。
      - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
      - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
    - (2) ．人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。
      - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
      - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
  - ⑤共通仕様書第 1.30 守秘義務を遵守可能な者であること。
3. 第三者照査の照査技術者に要求される資格  
予定照査技術者については下記の①、③に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者であることとする。
  - ①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者
    1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
    2. 技術士（建設部門）※ただし、選択科目を都市計画又は建設環境とする者
  - ②下記の実績を有する者。

平成 2 4 年度以降公示日までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注

した業務において以下に記載する「同種又は類似業務」において1件以上の実績を有する者。

ただし、以下の業務は実績として認めない。

- a) 再委託による業務
- b) テクリス登録されている業務については、管理技術者又は担当技術者で登録されている業務以外
- c) テクリス登録されていない業務については、管理技術者又は担当技術者と同等と認められる業務以外
- d) 環境省発注業務のうち環境省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務（ただし、土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。）
- e) 技術者評点が60点未満（環境省発注業務において平成24年以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行い技術者評点が65点未満の業務、また、平成24年以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が65点未満）の業務

- ・同種業務：自然公園法に基づく公園事業施設に関する実施設計業務
- ・類似業務：都市公園法に基づく都市公園に係る実施設計業務

- ③平成24年度以降令和3年度末までに完了した業務について、担当した環境省発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務を除く）については平均技術者評点が60点以上であること。なお、職務上従事した立場は、管理技術者、主任技術者又は担当技術者とする。ただし、環境省発注業務（100万円を超える業務）の実績がない場合は、この限りではない。

#### 4. 照査技術者の通知

受注者は、第三者照査を行う照査技術者を定め調査職員に通知するものとする。

#### 5. 第三者照査

第三者照査は「詳細設計照査要領」（国土交通省参照）に準じて実施するものとし、受注者は第三者の照査方法について、照査実施計画書を作成し、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

#### 6. 打合せへの立会い

第三者照査技術者は、照査実施計画書に定めた照査時期毎に行った照査結果を、業務完了の打合せにおいて、管理技術者とともに調査職員に対して報告することとする。

#### 7. 第三者照査技術者のテリス登録

共通仕様書 1.9 の 3 の業務実績情報サービス(テリス) の登録にあたっては、第三者照査技術者の登録は認めない。

#### 8. 再請負

第三者照査にかかる再委託については、土木設計業務等委託契約書第 7 条の主たる部分に該当しないものとする。

#### 9. 契約不適合責任

引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約内容に適合しないものであるときは、土木設計業務等委託契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者の照査技術者が責任を負うものではない。

### 第 18 条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書 2.11 の（４）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省参照）により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省参照）により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式（案）」（国土交通省参照）によること。

<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

### 第 19 条 合同現地踏査の実施

受注者は、受注者の実施する現地踏査とは別に、調査職員と協議のうえ発注者と合同で現地踏査を 1 回実施するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。

### 第 20 条 業務スケジュール管理表

受注者は、契約締結後 15 日以内に業務スケジュール管理表を作成し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、業務の進捗に合わせて業務スケジュール管理表を更新し、打合せ記録簿提出時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物と共に調査職員に提出するものとする。

### 第 21 条 個人情報の取扱いについて

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の 8 の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなけ

ればならない。

#### 第 22 条 旅費交通費について

国土交通省 設計業務等標準積算基準書（参考資料）に基づいて直接人件費に対する比率で算出している。

#### 第 23 条 成果品の照査

本業務における照査は、共通仕様書 1.12 の 2 とおり照査計画を作成し、照査計画に基づき実施するものとする。又、照査計画に基づき作成した資料は、共通仕様書 1.8 の 2 に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

#### 第 24 条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

例）設計業務等共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする 保険に加入しています

## 第 2 章 地質調査業務内容

#### 第 25 条 業務目的

本業務は、生出集団施設地区生出園地整備工事の実施設計に必要な基礎資料とするため、地質調査を行うものである。

#### 第 26 条 計画準備

作業手順前に、作業の方法、使用する機器、要員、日程及び調査範囲における地質調査に必要な状況を把握し、作業計画を作成するものとする。

#### 第 27 条 作業内容

##### （１）スウェーデン式サウンディング試験

四阿の設計対象範囲においてスウェーデン式サウンディング（１箇所 10m）行うこと。試験位置については、調査職員と事前に協議を行うこと。また、試験に際し必要な各種許可については事前に確認をすること。

#### 第 28 条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| １．報告書電子データ（CD-R または DVD-R） | ２部 |
| ２．印刷物                      | ２部 |

## 第3章 設計業務内容

### 第29条 業務の目的

本業務は、生出集団地区における、生出園地の整備工事のための実施設計を行うものである。

### 第30条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるものの他、調査職員の指示したものとす  
る。

### 第31条 設計項目

#### (1) 設計条件

自然公園法に基づく国立公園第2種特別地域

文化財保護法に基づく特別名勝および天然記念物「十和田湖及び奥入瀬溪流」

#### (2) 設計項目 園地設計 0.6ha

造成工 一式

園路広場整備工 一式

階段工 一式

四阿 1棟 (10 m<sup>2</sup>程度、二次製品の利用を想定)

サイン工 一式

ベンチ 一式

その他

### 第32条 実施設計

共通仕様書記載の「3. 4 基本設計 1. 標準作業」について以下に詳細に記載する。

#### 1. 与条件の確認及び調査

##### 1) 与条件や基本設計の把握と整理

「令和元年度生出集団施設地区再整備基本設計業務」の成果品、隣接して小坂町が行う道の駅整備工  
事の図面及び秋田県が行う国道整備工事図面を参考資料として整理すること。

##### 2) 適用設計条件や設計基準の確認

##### 3) 関連機関との調整内容の確認 (想定関係機関2機関、合計3回程度協議を要する。)

##### 4) 現地細部確認調査 (設計対象地中心)

(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備等)

## 2. 実施設計の検討

### 1 ) 基本設計内容の整合性確認

基本設計で行った事業評価の効果を確認すると共に、必要に応じ再検討をすること。

- 2 ) 意匠性、芸術性、独自性に関する検討と設定
- 3 ) 安全性、機能性に関する検討と設定
- 4 ) 施工性、市場性に関する検討と設定
- 5 ) 維持管理性に関する検討と設定
- 6 ) 既存施設の保全・撤去・再利用に関する検討と設定
- 7 ) 目標工事費との調整

## 3. 実施設計図の作成

- 1 ) 実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成
- 2 ) 割付平面図の作成
- 3 ) 造成平面図の作成
- 4 ) 施設平面図の作成
- 5 ) 植栽平面図の作成
- 6 ) 供給処理設備平面図の作成
- 7 ) 仮設図の作成
- 8 ) 鳥瞰図の作成

等

## 4. 数量計算

- 1 ) 図面及び工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算
  - 2 ) 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算
- いずれも工種別にとりまとめを行うこと。

## 5. 工事費内訳書の作成

提供された単価、又は見積徴収による単価に基づいた工事費の算出

業務期間中環境省担当官の指示に基づき概算工事費を算出すると共に、担当官からの求めがあった場合には速やかに概算工事費を提出すること。

## 6. 実施設計説明書の作成

上記検討資料をとりまとめた報告書の作成

## 7. 照査

- 1 ) 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- 2 ) 設計方法や設計手法の妥当性の照査
- 3 ) 成果物の内容の適正照査

## 8. 設計協議

- ・業務の主要な区切りにおいて調査職員と行う打合せ・協議
- ・関係機関との協議

## 9. その他の業務

四阿の設計に当たっては、必要に応じ建築基準法に基づく計画通知申請手続きの要否を確認する。  
必要な場合には計画通知申請手続きを実施すること。

## 第 33 条 成果物内容

成果物内容は以下とする。

- 1 ) 実施設計図
- 2 ) 実施設計説明書  
施設の整備に際しての具体的な工事内容や指示を分かりやすくとりまとめること。
- 3 ) 各種数量計算書
- 4 ) 工事費内訳書
- 5 ) 照査報告書
- 6 ) 四阿に係る計画通知申請手続き関係書類一式（必要な場合に限る）

## 第3章 その他

### 第34条 資料の貸与

発注者が貸与する図書その他の資料は、調査職員が別途指示する。

### 第35条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

### 第36条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

### 第37条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

### 第38条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

### 第39条 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 第 36 条 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

令和4年度生出集团施設地区生出園地整備工事実施設計業務

設計書

東北地方環境事務所



| 第 1 号 内 訳 表 |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
|-------------|--------------|-----|-----|-------|-----|------|-----|-------|--|
| 工 種         | 種 別          | 細 別 | 単 位 | 員 数   | 単 価 | 変化率  | 金 額 | 摘 要   |  |
| 設計業務        |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
| 園地設計        |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
|             | 園地(実施設計)     |     | 式   | 1.00  |     | 1.18 |     | 1号単価表 |  |
| 打ち合せ協議      |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
|             | 打ち合わせ協議      |     | 式   | 1.0   |     |      |     | 2号単価表 |  |
|             | 関係機関協議       |     | 回   | 3.0   |     |      |     | 3号単価表 |  |
|             |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
| その他         |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
|             | 合同現地踏査       |     | 式   | 1.0   |     |      |     | 4号単価表 |  |
|             | 照査技術者による報告   |     | 式   | 1.0   |     |      |     | 4号単価表 |  |
|             | 鳥瞰図作成(A3サイズ) |     | 枚   | 1.0   |     |      |     | 5号単価表 |  |
|             |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
| 直接経費        |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
| 旅費交通費       |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
|             | 旅費交通費        |     | %   | 0.69% |     |      |     |       |  |
| 電子成果品作成費    |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
|             | 電子成果品作成費     |     |     |       |     |      |     |       |  |
| 直接原価        |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
| その他原価       |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
| 一般管理費等      |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
| 設計業務価格      |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
| 改め          |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
|             |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
|             |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
|             |              |     |     |       |     |      |     |       |  |
|             |              |     |     |       |     |      |     |       |  |



| 第 1 号 設 計 単 価 表  |                              |            |      |      |     |     |      |        |       |    |     |          |    |
|------------------|------------------------------|------------|------|------|-----|-----|------|--------|-------|----|-----|----------|----|
| 0.25 ha当り        |                              |            |      |      |     |     |      |        |       |    |     |          |    |
| 項目               | 主任技術者                        | 技師長        | 主任技師 | 技師A  | 技師B | 技師C | 技術員  | 直接人件費計 | 電算使用料 | 合計 | 変化率 | 0.25ha当り | 摘要 |
| 園地(実施設計)         |                              |            |      |      |     |     |      |        |       |    |     |          |    |
| 与条件の確認及び調査       |                              |            | 0.5  | 1.0  | 1.0 | 1.0 |      |        |       |    |     |          |    |
| 実施設計の検討          |                              |            | 1.0  | 1.5  | 2.0 | 2.0 |      |        |       |    |     |          |    |
| 実施設計図の作成         |                              |            |      | 1.0  | 3.0 | 6.5 | 11.5 |        |       |    |     |          |    |
| 数量計算             |                              |            |      |      | 1.5 | 2.5 | 4.5  |        |       |    |     |          |    |
| 工事費内訳書の作成        |                              |            |      |      | 1.5 | 1.5 | 2.5  |        |       |    |     |          |    |
| 実施設計説明書の作成       |                              |            | 0.5  | 1.0  | 1.5 |     |      |        |       |    |     |          |    |
| 照査               |                              |            | 1.5  | 1.5  |     |     |      |        |       |    |     |          |    |
|                  |                              |            |      |      |     |     |      |        |       |    |     |          |    |
| 規模による補正係数        | $(0.60/0.25)^{0.67}$         | 1.79780065 | 1.79 |      |     |     |      |        |       |    |     |          |    |
| 地形による補正係数        | 丘陵地(1.1)                     |            | 1.1  |      |     |     |      |        |       |    |     |          |    |
| 設計等業務の難易度による補正係数 | 単純な芝生地等が大半                   |            | 0.60 |      |     |     |      |        |       |    |     |          |    |
| 改修設計を含む場合による補正係数 | 難易度低(1.00)                   |            | 1.0  | 1.18 |     |     |      |        |       |    |     |          |    |
| 合計               | 令和2年3月改定 設計業務等標準積算基準書(自然公園編) |            |      |      |     | P21 |      |        |       |    |     |          |    |

| 第 2 号 設 計 単 価 表 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|-----------------|------------------------------|-----|------|-----|-----|-----|-----|--------|-------|----|-----|--------|----|
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     | 1 業務当り |    |
| 項目              | 主任技術者                        | 技師長 | 主任技師 | 技師A | 技師B | 技師C | 技術員 | 直接人件費計 | 電算使用料 | 合計 | 変化率 | 1業務当り  | 摘要 |
| 打ち合わせ協議         |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
| 業務着手時           |                              |     | 0.5  | 0.5 |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
| 中間打合せ           |                              |     |      | 1.5 | 1.5 |     |     |        |       |    |     |        |    |
| 成果物納入時          |                              |     | 0.5  | 0.5 |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
| 合計              | 令和2年3月改定 設計業務等標準積算基準書(自然公園編) |     |      |     |     | P26 |     |        |       |    |     |        |    |

| 第 3 号 設 計 単 価 表 |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |      |    |
|-----------------|--------------------|-----|------|----------------|-----|-----|-----|--------|-------|----|-----|------|----|
| 1 回当り           |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |      |    |
| 項目              | 主任技術者              | 技師長 | 主任技師 | 技師A            | 技師B | 技師C | 技術員 | 直接人件費計 | 電算使用料 | 合計 | 変化率 | 1回当り | 摘要 |
|                 |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |      |    |
| 関係機関協議          | 0.5                | 0.5 |      |                |     |     |     |        |       |    |     |      |    |
|                 |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |      |    |
|                 |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |      |    |
|                 |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |      |    |
|                 |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |      |    |
|                 |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |      |    |
|                 |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |      |    |
|                 |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |      |    |
|                 |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |      |    |
|                 |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |      |    |
|                 |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |      |    |
|                 |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |      |    |
| 合計              | 令和3年度版設計業務等標準積算基準書 |     |      | 第3編第2章第1節3-2-1 |     |     |     |        |       |    |     |      |    |

| 第4号設計単価表   |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|------------|--------------------|-----|------|----------------|-----|-----|-----|--------|-------|----|-----|--------|----|
|            |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     | 1 業務当り |    |
| 項目         | 主任技術者              | 技師長 | 主任技師 | 技師A            | 技師B | 技師C | 技術員 | 直接人件費計 | 電算使用料 | 合計 | 変化率 | 1業務当り  | 摘要 |
|            |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
| 合同現地踏査     |                    |     | 0.5  |                | 0.5 |     |     |        |       |    |     |        |    |
| 照査技術者による報告 |                    |     | 0.5  |                |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|            |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|            |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|            |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|            |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|            |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|            |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|            |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|            |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|            |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
|            |                    |     |      |                |     |     |     |        |       |    |     |        |    |
| 合計         | 令和3年度版設計業務等標準積算基準書 |     |      | 第3編第2章第1節3-2-1 |     |     |     |        |       |    |     |        |    |

| 第 5 号 設 計 単 価 表 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |       |    |
|-----------------|------------------------------|-----|------|-----|-----|-----|-----|--------|-------|----|-----|-------|----|
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     | 1 枚当り |    |
| 項目              | 主任技術者                        | 技師長 | 主任技師 | 技師A | 技師B | 技師C | 技術員 | 直接人件費計 | 電算使用料 | 合計 | 変化率 | 1業務当り | 摘要 |
| 鳥瞰図作成(A3サイズ)    |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |       |    |
| 鳥瞰図             |                              |     |      |     | 2.0 | 1.0 |     |        |       |    |     |       |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |       |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |       |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |       |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |       |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |       |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |       |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |       |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |       |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |       |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |       |    |
|                 |                              |     |      |     |     |     |     |        |       |    |     |       |    |
| 合計              | 令和2年3月改定 設計業務等標準積算基準書(自然公園編) |     |      |     |     | P26 |     |        |       |    |     |       |    |